39　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十一条第一項に規定する認定区域計画（以下この項において「認定区域計画」という。）に同法第二条第二項第二号に規定する内閣府令で定める事業（医療に関する研究開発を実施する事業であつて、基礎的なものその他の収益性の低いものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において「特定研究開発事業」という。）の実施主体（同法第八条第二項第二号に規定する実施主体をいう。）として定められた者が、当該認定区域計画に係る同法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域の区域内において平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に当該認定区域計画に定められた特定研究開発事業の実施に関する計画として総務省令で定める計画に基づき取得した当該特定研究開発事業の用に供する機械その他の設備で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

40　都市再生特別措置法第九十七条に規定する認定誘導事業者が同法第九十九条に規定する認定誘導事業（当該認定誘導事業に係る同法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第二項第三号に規定する誘導施設を有する建築物の整備に関するものに限る。）により都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に新たに取得した都市再生特別措置法第二十九条第一項第一号に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の五分の四の額とする。

附則第十五条の二第一項中「前条第十五項」を「前条第十四項」に改め、同条第二項中「前条第十五項若しくは第三十六項」を「前条第十四項若しくは第三十三項」に改める。

附則第十五条の六並びに第十五条の七第一項及び第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の九第一項中「次項」の下に「並びに次条第一項及び第二項」を加え、「政令で定める基準」を「地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準（同条第一項において「耐震基準」という。）」に改め、「（平成七年法律第百二十三号）」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額）

第十五条の十　市町村は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第七条に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物に該当する家屋（同法第七条又は同項の規定による報告があつたものに限り、同法第八条第一項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は同法第十二条第二項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による指示の対象となつたものを除く。）のうち平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて耐震改修が行われたもので耐震基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この条において「耐震基準適合家屋」という。）に対して課する固定資産税については、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該耐震改修が完了した日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から二年度分の固定資産税に限り、当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額（区分所有に係る耐震基準適合家屋にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額（当該額が当該部分に係る当該耐震改修に要した費用の額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の百分の五に相当する額を超える場合にあつては、当該百分の五に相当する額）の合算額とし、区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該額が当該耐震改修に要した費用の額として政令で定めるところにより算定した額の百分の五に相当する額を超える場合にあつては、当該百分の五に相当する額）とする。）の二分の一に相当する額を当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

2　前項の規定は、耐震基準適合家屋に係る固定資産税の納税義務者から、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から三月以内に、当該市町村の条例で定めるところにより、当該耐震基準適合家屋につき同項の規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。

3　市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書に係る耐震基準適合家屋につき第一項の規定を適用することができると認めるときは、当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該土地が平成二十五年度分の固定資産税について」を「当附則第十七条第六号イの表⑵中「当該土地が当該年度の前年度分の固定資産税について」を「当該年度の前年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十六年改正前の地方税法」という。）」に改め、同号ロの表⑵中「当該年度の前年度分の固定資産税について」を「平成二十五年度分の固定資産税について平成二十六年改正前の地方税法」に改める。

附則第十七条の二第五項の表及び同条第六項の表中「附則第十五条第十二項、第十八項、第二十二項、第二十三項、第二十六項及び第二十七項」を「附則第十五条第十一項、第十七項、第二十項、第二十一項及び第二十四項」に改める。

附則第十八条の三第二項第三号ロ及び第四項第三号ロ中「同年度分の固定資産税について」の下に「平成二十六年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十一条の二第一項第二号イ中「について」の下に「平成二十六年改正前の地方税法」を加え、同号ロ中「平成二十五年度分の固定資産税について」の下に「平成二十六年改正前の地方税法」を加え、同項第三号ロ及び同条第二項の表附則第十八条第六項第四号の項中「同年度分の固定資産税について」の下に「平成二十六年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十五条の三第二項第三号ロ及び第四項第三号ロ中「固定資産税について」の下に「平成二十六年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十七条の四の二第一項第二号イ中「について」の下に「平成二十六年改正前の地方税法」を加え、同号ロ中「平成二十五年度分の固定資産税について」の下に「平成二十六年改正前の地方税法」を加え、同項第三号ロ及び同条第二項の表附則第十八条第六項第四号の項中「同年度分の固定資産税について」の下に「平成二十六年改正前の地方税法」を加える。

附則第三十三条第二項中「第二十八条第一項の規定により情報通信産業振興地域として指定された地域」を「第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画において定められた同法第二十八条第二項第二号に規定する情報通信産業振興地域」に改め、同条第四項中「の規定により国際物流拠点産業集積地域として指定された地域」を「に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において定められた同法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域」に改め、同条第五項中「平成二十六年六月三十日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「平成二十六年分」を「平成二十八年分」に改める。

附則第三十三条の三第四項及び第八項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第三十四条の二第一項、第二項、第四項及び第五項中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。